

## 青森大学留学生の支援体制に関する規程

第1条 青森大学に留学生の学業、生活等に関し支援を行うため、教職員で組織する留学生支援会議を（以下「留学生支援会議」という。）を置く。

第2条 留学生支援会議は、学長が指名する教職員によって構成し、学長が主宰する。

第3条 留学生支援会議は、留学生の学業・生活等に関し、全学的な立場から、適切な支援を行うものとする。

2 留学生支援会議の業務の実施に際しては、青森大学国際教育センターと連携を図るものとする。

第4条 この規程の改正は、学長が行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する
- 2 青森大学留学生総合支援体制に関する規程は廃止する